

(証券コード 1898)  
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

**世紀東急工業株式会社**

取締役社長 佐藤俊昭

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成29年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知の添付書類に記載された連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行による政策効果等により、全体としては緩やかな回復基調を辿りました。しかしながら、英国のEU離脱問題や米国新政権における政策動向など多くの懸念材料が存在するなか、先行き不透明感は高まりました。

道路建設業界におきましては、アスファルト合材の需要停滞が続いたものの、底堅い公共投資に加え、民間設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、事業環境は総じて堅調に推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループでは、「中期3ヶ年経営計画」(平成26年4月1日～平成29年3月31日)に基づき、引き続き、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装用資材の販売促進に全力を挙げて取り組むとともに、数年先、そしてその先の将来においてもステークホルダーの皆様から「選ばれ続ける企業へ」の変貌を目指し、「成長基盤の構築に向けた事業構造の改革と経営基盤のさらなる強化」を推し進めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、期首の手持工事高が高水準であったことや、前連結会計年度と比較すると期中の完成工事が減少し、次期への繰越工事高が増加したことなどから、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は754億58百万円(前連結会計年度比5.0%減)、売上高は741億7百万円(同5.4%減)となりました。また、損益面につきましては、各種施策の効果等により利益率が改善し、経常利益は63億38百万円(同1.2%増)となり、これに特別利益および特別損失を加減し、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は56億21百万円(同1.1%減)となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

#### 「建設事業」

建設事業におきましては、地域の需要動向や今後の事業展開を見据えた営業・施工体制の整備拡充を継続して進めるとともに、ICT(情報通信技術)を活用した施工にも積極的に取り組み生産性の向上に努めるなど、収益の確保を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は555億58百万円（前連結会計年度比6.3%減）、完成工事高は542億6百万円（同6.9%減）、営業利益は42億26百万円（同3.2%増）となり、また、当連結会計年度末における次期への繰越工事高は294億40百万円（同4.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北海道開発局	北海道横断自動車道訓子府町開盛舗装工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	国道45号田老北地区舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	国道45号宮古地区舗装工事	岩手県
東京都	台東区東上野二丁目23番地先から同区東上野一丁目1番地先間配水小管布設替工事	東京都
川崎市	コンテナターミナル改良その3工事	神奈川県
国土交通省北陸地方整備局	国道253号八箇地区舗装工事	新潟県
中日本高速道路株式会社	東名高速道路御殿場管内舗装補修工事（平成28年度）	静岡県
中日本高速道路株式会社	東名阪自動車道四日市地区舗装改良工事（平成28年度）	三重県
国土交通省四国地方整備局	平成28年度玉藻地区電線共同溝工事	香川県
国土交通省九州地方整備局	平成28年度災害復旧古城地区舗装修繕外工事	熊本県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
岩手県	宮古港藤原地区野積場舗装復旧その5工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	楯道トンネル舗装工事	福島県
国土交通省東北地方整備局	雷地区道路改良舗装工事	福島県
国土交通省関東地方整備局	20号調布市飛田給・府中市白糸台電線共同溝（その2）工事	東京都
東京港埠頭株式会社	平成27年度大井埠頭その1・その2間埋立地シャーシープール整備工事	東京都
国土交通省関東地方整備局	鈴張町地区電線共同溝工事	神奈川県
東日本高速道路株式会社	関越自動車道H27湯沢管内舗装補修工事	新潟県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道飯田管内舗装補修工事（平成26年度）	長野県
阪神高速道路株式会社	舗装補修工事（27-2-大）	大阪府
新関西国際空港株式会社	関西国際空港2期新ターミナル（T3）地区アクセス道路等整備工事	大阪府

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、製品需要が伸び悩むなか、引き続き販売数量の確保に注力し収益拡大に努めるとともに、設備の更新・拡充を計画的に進めるなど、生産効率の向上や環境負荷の低減、将来に向けた事業基盤の強化にも継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は296億3百万円（前連結会計年度比4.4%増）、営業利益は43億42百万円（同0.2%減）となりました。

## 「不動産事業等」

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は6億31百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は1億23百万円（同23.9%増）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は693億30百万円（前年同期比10.3%減）、売上高は699億25百万円（同8.4%減）、経常利益は58億29百万円（同2.1%減）、当期純利益は52億65百万円（同3.7%減）となりました。

## 「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	19,222	36,866	37,791	18,297
	コンクリート舗装	688	1,384	1,118	954
	土 木 工 事 等	7,724	10,683	10,620	7,788
	計	27,635	48,934	49,529	27,039
製 品 部 門 等	—	20,395	20,395	—	
合 計	27,635	69,330	69,925	27,039	

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は56億30百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

### 「建設事業」

当 社                      道央営業所                      事務所の更新

### 「舗装資材製造販売事業」

当 社                      妙見島合材工場                      事業用不動産の取得  
                                 金沢合材工場                      リサイクル施設の更新

## (3) 資金調達の状況

当社は、平成30年3月を返済期限とするシンジケートローンの借り換えおよび設備投資資金の調達を目的として、平成28年12月にあらためて、総額50億円のシンジケーション方式によるタームローン契約を締結いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、防災・減災事業や東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備等により、ここ数年は底堅い需要が見込まれておりますが、一方では、資機材や技能労働者等の需給逼迫、建設コストの上昇をはじめ多くの懸念材料が存在しており、また、国・地方の財政状況等から長期的には公共事業費の漸減傾向が想定されるなか、将来にわたり、安定的・継続的に収益を確保していくためには、事業環境の変化に対する十分な備えと迅速かつ的確な対応が必要不可欠であると認識しております。

当社グループでは、このような状況に対処すべく、平成26年4月より平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画を推進してまいりましたが、この間、業績は順調に推移したものの、各施策の進捗においてはまだ取り組みの余地が残されていること、また、昨今の当社を取り巻く事業環境の変化等を踏まえ、本年4月、次期中期経営計画の策定時期を繰り延べ、本計画の対象期間を1年間延長することを決定いたしました。当社グループでは、ポスト東京オリンピック・パラリンピック、さらにはその先の将来を見据え、引き続き「中期経営計画」に基づき、これまで実行してきた収益力の向上と財務体質改善に向けた取り組みをさらに深化させるとともに、「成長基盤の構築に向けた事業構造の改革と経営基盤のさらなる強化」の一層の具体化・定着化を図り、ステークホルダーの皆様から「選ばれ続ける企業へ」の変革を推し進めてまいります。

また、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みをより一層強化するなど、今後とも「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」としての責務を誠実に果たし、社会からの信頼に応え、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

なお、当社は、過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年9月に公正取引委員会より排除措置命令を受けるとともに、平成28年11月には、国土交通省より営業停止処分を受けました。また、これらとは別に、舗装工事の入札ならびにアスファルト合材の販売に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、当連結会計年度において複数回、公正取引委員会による立入検査を受けました。株主の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、これらの事実を厳粛に受け止め、継続中の調査につきましては引き続き全面的に協力するとともに、違法行為の徹底排除に向け、違反行為の再発防止はもとよりコンプライアンス体制のさらなる強化を推進し、早期の信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 当連結会計年度において当社が受けた排除措置命令、営業停止処分、立入検査等の概要は次のとおりであります。

- (1) 平成28年9月6日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けました。なお、当社は、課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められており、課徴金の納付命令は受けておりません。
- (2) 平成28年9月21日、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けました。なお、当社は、課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められており、課徴金の納付命令は受けておりません。
- (3) 平成28年11月17日、上記(1)、(2)の排除措置命令を受けたことに伴い、国土交通省より「全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの」について、45日間(平成28年12月2日～平成29年1月15日)の営業停止処分を受けました。
- (4) 平成28年8月2日、東京都、東京港埠頭株式会社もしくは成田国際空港株式会社が発注する舗装工事または国土交通省が発注する東京国際空港に係る舗装工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。
- (5) 平成28年9月29日、アスファルト合材の製造販売業者が共同して、神戸市およびその周辺地域において供給するアスファルト合材の販売価格の引上げを決定している疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。
- (6) 平成29年2月28日、アスファルト合材の製造販売業者が共同して、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の引上げ等を決定している疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (平成27年3月期)	第67期 (平成28年3月期)	第68期(当連結会計年度) (平成29年3月期)
受 注 高	77,818百万円	75,010百万円	79,441百万円	75,458百万円
売 上 高	76,188百万円	67,469百万円	78,350百万円	74,107百万円
経 常 利 益	4,730百万円	4,487百万円	6,261百万円	6,338百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,793百万円	4,365百万円	5,682百万円	5,621百万円
1株当たり当期純利益	95円48銭	108円13銭	140円78銭	139円26銭
総 資 産	50,809百万円	56,079百万円	57,544百万円	66,444百万円
純 資 産	12,791百万円	17,083百万円	21,231百万円	26,072百万円

- (注) 1. 平成26年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行ったため、第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第65期においては、緊急経済対策関連事業の執行等により公共工事の発注が堅調に推移するなか、受注高は大幅に増加し、また、完成工事高は大型工事の完成が相次いだ前年との比較では減少したものの、全体としては売上高も増加となり、前年に引き続き増収増益を確保いたしました。
3. 第66期においては、期首の手持工事高が高水準であったことや、次期への繰越工事高が大幅に増加したことなどから、受注高、売上高および経常利益はいずれも前年実績を下回りましたが、前期に事務所移転計画等に伴う減損損失を計上していた関係で、親会社株主に帰属する当期純利益については、増加となりました。
4. 第67期においては、大型工事の受注や完成が相次ぎ、受注高、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも前年実績を上回りました。
5. 第68期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
エスティ建材株式会社	20	100.00	産業廃棄物の処理、舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の賃貸および販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め7社であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-24) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(3) 第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本店：東京都港区芝公園二丁目9番3号

支店：北海道支店(北海道) 横浜支店(神奈川県)  
東北支店(宮城県) 関東製販事業部(東京都)  
北陸支店(新潟県) 名古屋支店(愛知県)  
関東支店(東京都) 関西支店(大阪府)  
北関東支店(埼玉県) 中四国支店(広島県)  
東関東支店(千葉県) 九州支店(福岡県)  
東京支店(東京都)

営業所等：(59カ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(7カ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(48カ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社 (奈良県)

エスティ建材株式会社 (福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社 (東京都)

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
904名	41名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
808名	11名減	42.1歳	16.5年

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	1,425
株式会社三井住友銀行	1,240
三菱UFJ信託銀行株式会社	486



## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 9,192名 （前事業年度末比 758名減）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 急 建 設 株 式 会 社	8,931	22.13
東 京 急 行 電 鉄 株 式 会 社	1,533	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,393	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,262	3.13
エイトッドネーションズ、フォーエイトッドネーションズジョイントスタッフベシジョンファンドアユエヌオーカン	740	1.83
岩 崎 泰 次	660	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	602	1.49
三 菱 商 事 株 式 会 社	600	1.49
世 紀 東 急 工 業 従 業 員 持 株 会	544	1.35
斎 丸 千 代	502	1.24

（注） 持株比率につきましては、自己株式（47,808株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 俊 昭	社長執行役員
代 表 取 締 役	齋藤 一 彦	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	古川 司	常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	佐々木 正 博	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼製品事業部長
取 締 役	平本 公 男	常務執行役員 事業推進本部副本部長
取 締 役	飯塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役社長 一般社団法人東京建設業協会会長
取 締 役	福田 眞 也	公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）
取 締 役	田村 仁 人	日神不動産株式会社取締役（社外取締役）
常 勤 監 査 役	菊 地 隆	
常 勤 監 査 役	鈴木 高 志	
監 査 役	長 田 忠千代	東京急行電鉄株式会社常勤監査役（社外監査役） 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監 査 役	前 野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木高志、長田忠千代、前野淳禎の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成28年6月23日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、取締役 瀧名 節、監査役 金井健至の両氏は任期満了により退任いたしました。
4. 平成28年6月23日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、監査役 岩田哲夫氏は辞任により退任いたしました。
5. 平成28年6月23日開催の第67回定時株主総会において、福田眞也、田村仁人の両氏は取締役に、長田忠千代氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
6. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、平成29年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。なお、当社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 東京急行電鉄株式会社は、平成29年3月31日現在、当社の普通株式を1,533千株保有いたしております。なお、当社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (3) 木徳神糧株式会社および日神不動産株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
7. 常勤監査役 菊地 隆氏は、当社管理部門における長年の実務経験に加え、当社および子会社の監査役として豊富な経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 平成29年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。
- 取締役 平本公男 常務執行役員 技術本部長
9. 当社は取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 長田忠千代の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、平成29年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常 務 執 行 役 員	平 喜一、東 茂人
執 行 役 員	打越 誠、淵上彰恭、山田正人、北川 八、外村浩次、 内藤 真、樗木裕治

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	120百万円	(うち社外取締役 2名 5百万円)
監 査 役	4名	24百万円	(うち社外監査役 3名 13百万円)
合 計	11名	145百万円	(うち社外役員 5名 18百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記支給人員には、平成28年6月23日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(社外監査役)が含まれており、無報酬の取締役1名(社外取締役)および監査役1名(社外監査役)は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係  
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	飯塚恒生	15回出席／15回開催	—
取締役	福田眞也	12回出席／12回開催	—
取締役	田村仁人	12回出席／12回開催	—
常勤監査役	鈴木高志	15回出席／15回開催	5回出席／5回開催
監査役	長田忠千代	12回出席／12回開催	4回出席／4回開催
監査役	前野淳禎	15回出席／15回開催	5回出席／5回開催

- (注) 1. 取締役 福田眞也、田村仁人の両氏および監査役 長田忠千代氏につきましては、平成28年6月23日開催の第67回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。
2. 当社は、「1. (4) 対処すべき課題」に記載のとおり、過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年9月に公正取引委員会より排除措置命令を受けるとともに、平成28年11月には、国土交通省より営業停止処分を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言をいたしており、また、本件事実の認識後は、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認をいたしております。なお、取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 長田忠千代の各氏は、当該違反行為の存在が判明した後に新たに就任いたしております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

56百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

英文財務諸表監査

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

1. 監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

2. 監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 「業務の適正を確保するための体制」

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ①法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
  - ②法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
  - ③コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会に報告する。
  - ④独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守マニュアルを適宜改定するとともに、違反者への厳格な社内処分の実施、独占禁止法違反に特化した相談窓口の設置、教育・研修の徹底、適切な人事ローテーション、内部監査など、社内体制を整備する。
  - ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
  - ⑥内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、当社およびグループ会社を対象とする社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
  - ②大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
  - ③内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
  - ② 代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
  - ③ 中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
  - ④ 重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたCSR活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。
  - ② 財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
  - ③ グループ会社ごとに所管部署を定め、各社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。
  - ② 補助すべき使用人の取締役からの独立性を高めるため、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。
  - ③ 補助すべき使用人への指示の実効性を高めるため、社内規程を整備し、監査役の職務の補助が、当該所属員の職務であることを明確にする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
- ②内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
- ③監査役が実施するヒアリングおよび往査において、各部門長、グループ会社の取締役および監査役、ならびに各グループ会社の所管部門の長は、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
- ④監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、当社およびグループ会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。また、監査役に報告を行った役職員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
- ②監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。
- ③各事業年度の予算編成において、監査役の職務執行に係る費用として合理性が認められる範囲で必要な予算を確保する。
- ④監査役がその必要性を認識し、外部の専門機関に意見、指導、助言等を求めた場合、これが監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

## 「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク管理

当社では、独占禁止法違反行為が存在した事実を厳粛に受け止め、平成28年3月の取締役会において違法行為の徹底排除につき決議するとともに、違反行為の排除にかかる内容を、内部統制システムの整備に関する事項として追加いたしました。また、具体的取り組みとして、独占禁止法違反に特化した相談窓口の運用、教育・研修の充実等、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、外部専門家の助言・協力を得ながら策定した再発防止策を継続的に遂行しており、引き続きコンプライアンス体制の強化・意識の浸透に向け、各施策に取り組んでまいります。



なお、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理の状況全般については、コンプライアンス相談窓口の運用や内部監査の実施等により実効性の確保を図っており、経営会議および取締役会において、年2回、これらの結果につき報告いたしております。

#### (2) 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回または2回開催し、法令および定款に定める事項や経営に関する重要事項について決定するほか、業務執行の状況について報告し、取締役の職務執行について監督を行っております。なお、当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役全員がすべての回に出席いたしております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、定期的に経営会議を開催するとともに、取締役会において業務執行取締役および執行役員の業務分担を定め、社内規程に基づき適切に業務を遂行しております。

#### (3) グループ会社管理体制

当社およびグループ会社の役職員を対象とする「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を制定するほか、グループ会社についても内部通報制度や内部監査の対象に含めることにより、コンプライアンスへの取り組みを一体的に推進しております。

また、各グループ会社の所管部署を定めるとともに当該部署の職員が、各社の取締役または監査役を兼務することにより、各社の経営・業務に対するモニタリング機能の実効性を高めております。

#### (4) 監査役の監査体制

当社では、監査役全員が、すべての取締役会に出席しており、また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、監査に必要な情報の把握に努めております。

また、監査役は、代表取締役社長との定期的な会合、会計監査人および内部監査部門との連絡会等の機会を通じ、それぞれ、意見交換や情報共有を行っております。

なお、監査役会では、重要事象にかかる対応について、会社の委託先とは異なる外部の専門家から、監査役会として独自に必要な指導や助言等を得ております。

---

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>45,983</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,933</b>
現 金 預 金	12,350	支払手形・工事未払金等	21,322
受取手形・完成工事未収入金等	21,278	短 期 借 入 金	1,008
未 成 工 事 支 出 金	8,470	未 払 法 人 税 等	311
材 料 貯 蔵 品	290	未 成 工 事 受 入 金	5,694
短 期 貸 付 金	11	完 成 工 事 補 償 引 当 金	67
繰 延 税 金 資 産	1,095	工 事 損 失 引 当 金	230
そ の 他	2,489	賞 与 引 当 金	1,217
貸 倒 引 当 金	△2	そ の 他	1,081
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,460</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,437</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,249</b>	長 期 借 入 金	4,000
建 物 ・ 構 築 物	2,128	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,878
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	2,929	そ の 他	559
土 地	14,082	<b>負 債 合 計</b>	<b>40,371</b>
建 設 仮 勘 定	109	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>214</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>27,837</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>996</b>	資 本 金	2,000
投 資 有 価 証 券	264	資 本 剰 余 金	500
破 産 更 生 債 権 等	2	利 益 剰 余 金	25,361
繰 延 税 金 資 産	259	自 己 株 式	△23
そ の 他	470	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,765
貸 倒 引 当 金	△0	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25
<b>資 産 合 計</b>	<b>66,444</b>	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,790
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,072</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>66,444</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円                      百万円
売上高	54,206
完成品売上高	19,784
不動産事業等売上高	115
	74,107
売上原価	48,315
完成品売上原価	15,230
不動産事業等売上原価	89
	63,635
売上総利益	5,891
完成品売上総利益	4,554
不動産事業等総利益	26
	10,472
販売費及び一般管理費	
営業利益	4,060
営業外収益	6,412
受取利息	0
受取配当金	5
受取貸付料	20
保険解約返戻金	7
その他	12
営業外費用	11
支払利息	20
支払保証料	19
手形流動化手数料	7
シンジケートローン組成費用	65
その他	17
	131
経常利益	6,338
特別利益	
固定資産売却益	82
補助金収入	15
	97
特別損失	
固定資産売却損	57
固定資産除却損	20
違約金	137
	215
税金等調整前当期純利益	6,220
法人税、住民税及び事業税	574
法人税等調整額	25
	599
当期純利益	5,621
親会社株主に帰属する当期純利益	5,621

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>43,626</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,855</b>
現金預金	12,062	支払手形	8,503
受取手形	683	工事未払金	8,174
電子記録債権	739	買掛金	3,271
完成工事未収入金	11,226	短期借入金	1,958
売掛金	6,879	未払法人税等	250
販売用不動産	0	未成工事受入金	5,334
未成工事支出金	8,043	完成工事補償引当金	67
材料貯蔵品	288	工事損失引当金	230
短期貸付金	21	賞与引当金	1,132
繰延税金資産	991	営業外支払手形	166
未収入金	1,669	その他	766
信託受益権	511	<b>固定負債</b>	<b>7,639</b>
ファクタリング債権	66	長期借入金	4,000
その他	445	退職給付引当金	3,079
貸倒引当金	△2	その他	559
<b>固定資産</b>	<b>20,159</b>	<b>負債合計</b>	<b>37,494</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,636</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物・構築物	2,083	<b>株主資本</b>	<b>26,265</b>
機械・運搬具	2,295	資本金	2,000
工具器具・備品	114	資本剰余金	500
土地	14,033	資本準備金	500
建設仮勘定	109	その他資本剰余金	0
<b>無形固定資産</b>	<b>175</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>23,789</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,347</b>	その他利益剰余金	23,789
投資有価証券	256	繰越利益剰余金	23,789
関係会社株式	306	<b>自己株式</b>	<b>△23</b>
長期貸付金	31	評価・換算差額等	25
破産更生債権等	2	その他有価証券評価差額金	25
繰延税金資産	259	<b>純資産合計</b>	<b>26,291</b>
その他	511	<b>負債純資産合計</b>	<b>63,786</b>
貸倒引当金	△21		
<b>資産合計</b>	<b>63,786</b>		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高	49,529	
完 成 工 事 高	20,395	69,925
製 品 売 上 高		
売 上 原 価	44,670	
完 成 工 事 原 価	15,690	60,361
製 品 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	4,859	
完 成 工 事 総 利 益	4,705	9,564
製 品 売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,795
営 業 利 益		5,769
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	5	
受 取 賃 貸 料	26	
業 務 委 託 料	149	
そ の 他	8	190
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
支 払 保 証 料	18	
手 形 流 動 化 手 数 料	7	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 組 成 費 用	65	
そ の 他	17	130
経 常 利 益		5,829
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	81	
補 助 金 収 入	15	96
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	57	
固 定 資 産 除 却 損	19	
違 約 金	137	214
税 引 前 当 期 純 利 益		5,711
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	370	
法 人 税 等 調 整 額	76	446
当 期 純 利 益		5,265

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月22日

世紀東急工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 克之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月 22日

世紀東急工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 克 之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年9月に公正取引委員会より排除措置命令を受けるとともに、平成28年11月には、国土交通省より営業停止処分を受けました。また、これらとは別に、舗装工事の入札ならびにアスファルト合材の販売に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、当連結会計年度において複数回、公正取引委員会による立入検査を受けました。監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	菊	地	隆	㊞
常勤監査役（社外監査役）	鈴木	木	高志	㊞
監査役（社外監査役）	長田	田	忠千代	㊞
監査役（社外監査役）	前野	野	淳	㊞

以上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金17円（普通配当10円、特別配当7円）

総額 686,232,183円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>さとうとしあき 佐藤俊昭 (昭和25年5月13日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 13年 取締役会への出席状況 15回／15回（100.0%） 所有する当社の株式の数 11,482株</p>	<p>昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社取締役社長（現） 平成24年4月 当社社長執行役員（現）</p> <p>≪取締役候補者とした理由≫ 入社以来、主に管理部門に従事するほか、当社代表取締役社長としての豊富な経験と経営全般にわたる幅広い知見を有しており、これらの経験、知識を活かし、今後とも当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p>さいとうかずひこ 齋藤一彦 (昭和26年10月31日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 8年 取締役会への出席状況 15回／15回（100.0%） 所有する当社の株式の数 7,847株</p>	<p>昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成19年6月 当社事業推進本部事業推進部長 平成21年6月 当社取締役（現） 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員（現） 平成24年4月 当社事業推進本部長（現）</p> <p>≪取締役候補者とした理由≫ 入社以来、主に営業部門、管理部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、専務執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。また、平成21年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	<p>ふるかわ つかき 古 川 司 (昭和33年2月7日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 5年 取締役会への出席状況 15回／15回（100.0%） 所有する当社の株式の数 7,380株</p>	<p>昭和55年4月 東急道路㈱入社 平成20年4月 当社財務部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社管理本部長兼経営企画部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に経営企画、財務部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の管理部門を統括しております。また、平成24年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>ひらもと きみお 平 本 公 男 (昭和30年4月20日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 5年 取締役会への出席状況 15回／15回（100.0%） 所有する当社の株式の数 10,003株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成21年10月 当社事業推進本部工務部長 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現） 平成29年4月 当社技術本部長（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に従事してきた工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の技術部門を統括しております。また、平成24年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
5	<p>い い づ か つ ね お 飯 塚 恒 生 (昭和23年8月5日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <hr/> <p>在任年数(本總會終結時) 7年 取締役会への出席状況 15回/15回(100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和46年4月 東急建設㈱入社 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成22年4月 同社取締役社長(現) 平成22年6月 当社取締役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 東急建設株式会社代表取締役社長 一般社団法人東京建設業協会会長</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由》 東急建設㈱の代表取締役社長に就任されており、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。平成29年3月期における当社の連結総売上高に占める同社に対する売上高の割合は5%未満であります。</p>
6	<p>ふ く だ し ん や 福 田 眞 也 (昭和19年2月26日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数(本總會終結時) 1年 取締役会への出席状況 12回/12回(100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和41年9月 公認会計士川北博事務所入所 昭和46年1月 等松・青木監査法人(その後の監査法人トーマツ)入所 昭和46年3月 公認会計士開業登録 昭和62年5月 同監査法人代表社員 平成4年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成19年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 平成25年12月 公認会計士福田眞也事務所開設(現) 平成28年6月 当社取締役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 公認会計士 木徳神糧株式会社監査役(社外監査役)</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、平成19年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)の代表社員として平成14年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>たむらまさひと 田村仁人 (昭和21年8月3日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) 1年 取締役会への出席状況 12回/12回(100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和46年7月 建設省入省 平成3年6月 同省関東地方建設局用地部長 平成9年7月 国土庁長官官房審議官 平成10年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 平成14年6月 西日本建設業保証㈱常務取締役 平成25年4月 (株)全国住宅産業協会専務理事 平成28年6月 当社取締役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 日神不動産株式会社取締役(社外取締役)</p> <p>≪社外取締役候補者とした理由≫ 行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>
8	<p>たいらよしかず 平喜一 (昭和36年11月23日生)</p> <p>新任</p> <p>所有する当社の株式の数 4,324株</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 当社事業推進本部北関東支店長 平成23年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 平成27年4月 当社常務執行役員(現) 平成28年4月 当社事業推進本部工務部長(現) 平成29年4月 当社事業推進本部副本部長(現)</p> <p>≪取締役候補者とした理由≫ 入社以来、主に従事してきた工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の建設事業を統括しております。これらの経験、知識を活かし、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たすことが期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、平成29年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会および世紀東急工業従業員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 飯塚恒生氏は東急建設㈱の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏が当社社外取締役在任中、当社は、事業報告「1. (4) 対処すべき課題」に記載のとおり、過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けるとともに、国土交通省より営業停止処分を受けました。各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言しており、また、本件事実の認識後は、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認いたしております。なお、福田眞也、田村仁人の両氏は、当該違反行為の存在が判明した後に新たに社外取締役に就任いたしております。
5. 当社は、飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、福田眞也、田村仁人の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 菊地 隆氏は、今回の定時株主総会終結の時をもって辞任されることになりましたので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
<p>こ い で ま さ ゆ き 小 出 正 幸 (昭和32年4月1日生)</p> <p>新任</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 2,599株</p>	<p>昭和56年4月 東急道路㈱入社 平成20年4月 当社内部統制推進部長 平成25年4月 当社管理本部財務部長(現)</p> <hr/> <p>《監査役候補者とした理由》 入社以来、主にコンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また、平成25年4月以降は財務部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 監査役候補者の所有する当社の株式の数は、平成29年3月31日現在のものであり、世紀東急工業従業員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上



